（介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第一条　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

附則第六条を附則第七条とし、附則第五条の次に次の一条を加える。

（平成二十九年度の法附則第十一条第三項に規定する政令で定める割合）

第六条　平成二十九年度の法附則第十一条第三項に規定する政令で定める割合は、百分の一とする。

附則に次の一条を加える。

（平成二十九年度の法附則第十二条第三項に規定する政令で定める割合）

第八条　平成二十九年度の法附則第十二条第三項に規定する政令で定める割合は、百分の一とする。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第二条　健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を次のように改正する。

附則第四条を附則第五条とし、附則第三条の次に次の一条を加える。

（平成二十九年度の法附則第九条第三項に規定する政令で定める割合）

第四条　平成二十九年度の法附則第九条第三項に規定する政令で定める割合は、百分の一とする。

附則に次の一条を加える。

（平成二十九年度の法附則第十条第三項に規定する政令で定める割合）

第六条　平成二十九年度の法附則第十条第三項に規定する政令で定める割合は、百分の一とする。

附　則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

国民年金法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年二月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十一号

国民年金法施行令の一部を改正する政令

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条の六の二の表第三十条の三十八第一項の項中「又は機構」を「、機構又は総務省」に改める。

附　則

この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年五月三十日）から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三